



平成 25 年 8 月 30 日

自動車局整備課

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に係る意見の募集について

国土交通省では、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 66 条に基づき自動車に表示義務のある軽自動車の検査標章について、その貼付位置を見直すとともに、その大きさについても変更するため道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）及び自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）の一部を改正することを検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正について（別添参照）

2. 意見募集期間

平成 25 年 8 月 30 日（金）～平成 25 年 9 月 30 日（月）（必着）

3. 意見送付方法

以下のいずれかの方法でご意見を送付して下さい。

この場合、ご提出いただく電子メール、FAX 及び郵送物には、必ず「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に関するパブリックコメント」と明記して下さい。

なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、予めご了承下さい。

（1）郵送の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、郵送してください。

国土交通省自動車局整備課 あて

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

（2）FAX の場合

別紙の意見提出様式にご記入の上、FAX してください。

国土交通省自動車局整備課 あて

FAX 番号：03-5253-1639

（3）電子メールの場合

別紙の意見提出様式の各項目をメール本文に明記し、送信してください。

国土交通省自動車局整備課 あて

電子メールアドレス：g\_TPB\_GAB\_SEB@mlit.go.jp

(電子メールでご意見を送付される場合はテキスト形式として下さい。)

#### 4. 注意事項

- ・頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。
- ・頂いたご意見の内容については、住所、所属、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される場合があることをご承知おき下さい(匿名を希望する場合は、意見提出時に明示願います。)

(連絡先)

自動車局 整備課 吉澤、岡田

電話：03-5253-8111 (内線 42-428)

03-5253-8599 (直通)

FAX：03-5253-1639

(別 紙)

国土交通省自動車局整備課 あて

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令」の一部改正に対する意見

氏名	
所属	(会社名又は所属団体名)
	(部署名)
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	